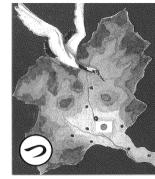




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年10月21日(木) 号外(第10号)

目次

告示

○知事指定薬物の指定(薬務課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第275号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年10月21日

群馬県知事 山本 一 太

1 知事指定薬物の名称

- (1) 1- [1- (ベンゾ [b] チオフェン-2-イル) シクロヘキシル] ピペリジン (通称名 Benocyclidine、BTCP) 及びその塩類
- (2) N, N-ジエチル-2- {2- [(4-メトキシフェニル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン (通称名 Metonitazene) 及びその塩類
- (3) キノリン-8-イル=3- [(4, 4-ジフルオロピペリジン-1-イル) スルフォニル] -4-メチルベンゾアート (通称名 2F-QMPSB) 及びその塩類
- (4) N- (アダマンタン-1-イル) -1- (シクロヘキシルメチル) -1H-インダゾール-3-カルボキサミド (通称名 ACHMINACA、Adamantyl-CHMINACA) 及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和3年10月22日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111